

「宜野座村居宅介護事業所」重要事項説明書

当事業所は利用者に対して、指定居宅介護、重度訪問介護サービスを提供します。

当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 宜野座村社会福祉協議会
代表者氏名	会長 金武 司
所在地	沖縄県宜野座村字惣慶1898番地
電話番号	098-968-8979
設立年月	昭和59年1月31日

2. サービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	宜野座村居宅介護事業所
沖縄県指定事業所番号	居宅介護 重度訪問介護 4711760027
指定年月日	平成15年7月30日
事業所の所在地	沖縄県宜野座村字惣慶1898番地
連絡先	電話：098-923-0770 FAX：098-968-5884
通常の事業の実施地域	宜野座村

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	<p>社会福祉法人 宜野座村社会福祉協議会が設置する、宜野座村居宅介護事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）、重度訪問介護（以下「指定重度訪問介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護、指定重度訪問介護（以下「指定居宅介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定居宅介護等の提供を確保することを目的とします。</p> <p>① 事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状</p>
-------	---

	<p>況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとします。</p> <p>② 事業所は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において当該利用者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者等の外出に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとします。</p> <p>③ 事業所は、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者等が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとします。</p> <p>④ 指定居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとします。</p> <p>⑤ 指定居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保険医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとします。</p> <p>⑥ 前五項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）、「沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 25 年沖縄県条例第 29 号）及び「沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 25 年沖縄県条例第 31 号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定居宅介護等を実施するものとします。</p>
--	---

(3) 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間	月曜日～金曜日（ただし祝祭日・12/29～1/3・慰霊の日 6/23・旧盆（旧 7/15）は除く） 8：30～17：15
サービス提供日及びサービス提供時間	年中無休 午前 6 時～午後 10 時

(4) 事業所の職員体制

職種	職務内容	人員数
管理者	管理者は、事業者の職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行います。	常勤職員 1名
サービス提供責任者	① 利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画、重度訪問介護計画（以下「居宅介護計画等」という。）を作成し、利用者等及びそのご家族にその内容を説明し、その計画書を交付します。 ② 居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて変更を行います。 ③ 利用の申込みに係る調整や従業者に対する技術指導等を行います。	常勤職員 2名
従事者	① 居宅介護計画等に基づきサービスを提供します。 ② サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。	常勤職員 1名 非常勤職員 8名

3. サービスの主たる対象者について

居宅介護	身体障害者・知的障害者・障害児（身体に障害のある児童・知的障害のある児童）・精神障害者・難病患者等
重度訪問介護	身体障害者・障害児（身体に障害のある児童のみ）

4. 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービス内容について

サービス区分と種類	サービスの内容	
居宅介護計画等の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた居宅介護計画等を作成し必要に応じて見直しを行います。	
身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換を行います。
	入浴介助・清拭	衣服着脱、入浴の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	その他	褥瘡（床ずれ）防止等のために体位変換や洗顔、歯磨き等の日常生活を営むために必要な身体介護を行います。
家事援助	調理	利用者の食事の用意を行います。

	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	その他	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。 預貯金の引き出し、預け入れは行いません。
	通院等介助	通院等又は官公署並びに相談支援事業所への移動（公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る）ための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅において入浴・排せつ・食事等の介護サービスや調理・洗濯・掃除等の家事援助、その他の生活全般にわたる見守り等の支援を行います。
その他生活等に関する相談や助言をいたします。		

(2) 従業者の禁止行為

従業者はサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス
利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除、草刈り、植物の水やり等。
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居室での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除く)
- ⑧ 利用者又は家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

(3) サービスの料金と利用者負担額について

介護給付費によるサービスを提供した際は、事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち利用者負担分（サービス利用料金全体の1割を上限）を事業者にお支払いいただきます。

サービスの種類時間等		利用料	自己負担額上限
護 身 体 介	30分未満	2,550円	255円
	30分以上1時間未満	4,020円	402円

	1 時間以上 1 時間 30 分未満	5,840 円	584 円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	6,660 円	666 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	7,500 円	750 円
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	8,330 円	833 円
	3 時間以上	9,160 円	916 円
	3 時間以上 30 分増すごとに加算	830 円	83 円
通院等介助 (身体介護を伴う場合)	30 分未満	2,550 円	255 円
	30 分以上 1 時間未満	4,020 円	402 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	5,840 円	584 円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	6,660 円	666 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	7,500 円	750 円
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	8,330 円	833 円
	3 時間以上	9,160 円	916 円
	3 時間以上 30 分増すごとに加算	830 円	83 円
家事援助	30 分未満	1,050 円	105 円
	30 分以上 45 分未満	1,520 円	152 円
	45 分以上 1 時間未満	1,960 円	196 円
	1 時間以上 1 時間 15 分未満	2,380 円	238 円
	1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満	2,740 円	274 円
	1 時間 30 分以上	3,090 円	309 円
	1 時間 30 分以上 15 分増すごとに加算	350 円	35 円
通院等介助 (身体介護を伴わない場合)	30 分未満	1,050 円	105 円
	30 分以上 1 時間未満	1,960 円	196 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	2,740 円	274 円
	1 時間 30 分以上	3,430 円	343 円
	1 時間 30 分以上 30 分増すごとに加算	690 円	69 円

重 度 訪 問 介 護	1 時間未満	1,850 円	185 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	2,750 円	275 円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	3,670 円	367 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	4,580 円	458 円
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	5,500 円	550 円
	3 時間以上 3 時間 30 分未満	6,400 円	640 円
	3 時間 30 分以上 4 時間未満	7,320 円	732 円
	4 時間以上 8 時間未満	8,170 円に 30 分増すごとに 850 円加算	817 円に 30 分増すごとに 85 円加算
	8 時間以上 12 時間未満	14,970 円に 30 分増すごとに 850 円加算	1,497 円に 30 分増すごとに 85 円加算
	12 時間以上 16 時間未満	21,720 円に 30 分増すごとに 850 円加算	2,172 円に 30 分増すごとに 85 円加算

- ◆新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護等を行った場合、または従業者に同行した場合に加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
初回加算	2,000 円	200 円	1 月あたり

- ◆サービス提供の時間帯により料金が加算されます。

提供時間帯名	早 朝	夜 間
時間帯	午前 6 時～午前 8 時	午後 6 時～午後 10 時
加算割増	25%増し	25%増し

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画等に位置付けた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画等の見直しを行います。

5. 利用料の請求および支払い方法について

利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月 15 日までに請求しますので、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

- (ア) 現金支払い（集金に伺います）

(イ) 事業所指定口座への振り込み
お支払いを確認しましたら、領収書を発行します。

6. サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 居宅介護計画等の変更等

居宅介護計画等は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

また、サービス利用の変更・追加は、従業員の稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示する等必要な調整をいたします。

7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 並里奈央
-------------	----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

(5) 虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討等を行います。

8. 身体拘束等の禁止について

(1) 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わない。なお、緊急やむを得ない場合とは、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件を全て満たす場合とする。

(2) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

(3) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業員への周知徹底

② 身体拘束等の適正化のための指針の整備

③ 従業員に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

9. 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由もなく、第三者に漏らしません。

事業所は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者と雇用契約の内容とします。

10. 緊急時及び事故発生時における対応方法

- (1) サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医へ連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
- (2) 利用者に対する居宅介護等の提供により事故が発生した場合は、県、市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処遇について記録します。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するとともに、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

損害賠償保険

保険会社名	日本興亜損害保険株式会社
保 險 名	社協総合補償プラン
補償の概要	在宅福祉サービス事業補償

11. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にもその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

12. サービス内容に関する苦情相談窓口

(1) 当事業所の苦情・要望の受付窓口

受 付 窓 口	窓 口 担 当 者	管理者 並里奈央
	苦情解決責任者	会長 金武司
	受 付 日	月曜日～金曜日
	受 付 時 間	午前8時30分から午後5時15分

第三者委員	学 識 経 験 者	浜比嘉永子
	電 話 番 号	098-968-8323
	学 識 経 験 者	平田義史
	電 話 番 号	098-968-8326

(2) 行政機関その他苦情受付機関

宜野座村役場 健康福祉課	所 在 地	宜野座村字宜野座296番地
	受 付 日	月曜日から金曜日
	受付時間	午前9時～午後5時
	電話番号	098-968-3253
	F A X	098-968-5037
沖縄県福祉サービス 運営適正化委員会	所 在 地	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター東棟2階
	受 付 日	月曜日から金曜日
	受付時間	午前9時から午後5時
	電話番号	098-882-5704
	F A X	098-882-5714

令和 年 月 日

指定居宅介護等の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名称：宜野座村居宅介護事業所

管 理 者 名：並里奈央

説 明 者 名：(役職) (氏名) 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定居宅介護等の提供及び利用について重要事項の説明を受け同意しました。

利用者住所： _____

利用者氏名： _____ 印

利用者は、身体の状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代筆者住所： _____

代筆者氏名： _____ 印

続 柄： _____